県民の生活環境の保全等に関する条例第39条第2項に定める 「土壌汚染等対策基準」の基本的な考え方

1 土壌汚染等対策基準の目的

県民の生活環境の保全等に関する条例第39条第2項に定める「土壌汚染等対策基準」は、 新たに本条例により特定有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所の設置者や規則で 定める面積以上の土地の改変を行おうとする者を対象として、その土地の土壌及び地下水の 特定有害物質による汚染状況を調査させるか否かの判断基準であり、適合しないおそれがあ ると認めるときは当該土地の土壌又は地下水を調査、報告させる必要があることとなっている。

さらに、調査結果や自主的調査の結果、「土壌汚染等対策基準」に適合しないことが明らかになったときは汚染の拡散防止のための応急措置を講じ知事へ届け出ることが必要となっている。

こうした法に定めのない者に対しての土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制を行う上での判断基準として「土壌汚染等対策基準」を設定する必要がある。

2 土壌汚染等対策基準設定の基本的な考え方

- ① 土壌及び地下水については、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、「土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)」が定められており、土壌環境基準については、可及的速やかに達成維持されることが望ましいとされている。また、地下水環境基準については、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとするとされている。従って、土壌汚染等対策基準は、これらの環境基準と整合を図る必要がある。
- ② 土壌については、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条第1項の規定による指定区域の指定に係る基準が「土壌溶出量基準」及び「土壌含有量基準」として定められており、この基準と整合を図る必要がある。
- ③ 地下水については、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の3第1項の規定により、地下水の浄化に係る措置における地下水の「浄化基準」が定められており、この基準と整合を図る必要がある。
- ④ 土壌汚染等対策基準は、科学的根拠に基づいている必要がある。
- ⑤ 平成11年1月に環境庁が策定した「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」に基づいて、これまで自主的に実施されてきた調査の評価基準と整合を図る必要がある。

以上の①から⑤に加えて、⑥土壌環境基準と「土壌溶出量基準」は、同じ基準値であり、地下水環境基準と「浄化基準」も同じ基準値となっていることや、⑦国が基準を設定する際には、中央環境審議会で科学的知見に基づいて十分な検討がなされていることを勘案すると、「土壌汚染等対策基準」は、土壌に係る基準については、土壌環境基準並びに土壌汚染対策法に規定する「土壌溶出量基準」及び「土壌含有量基準」と同じ基準値とし、地下水汚染に係る基準については、地下水環境基準並びに水質汚濁防止法に規定する地下水の「浄化基準」と同じ基準値を設定するのが、適当であると考えられる。